

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告示
  - 漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意を求めるため届出があつた件 五三
  - 道路の区域を変更する件 五三
  - 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件十件 五三
  - 土地改良区の役員が就退任した旨届出があつた件 五五

## 告 示

**福島県告示第六百九号**  
 漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があつた。この届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年九月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 届出事項
- 1 発起人の住所及び氏名
    - いわき市平沼ノ内字新街六〇番地の五 矢吹 正一
    - 同 市平沼ノ内字新街一四七番地の二 伊藤 正行
    - 同 市平沼ノ内諏訪原一丁目二番地の八 大平 利子
  - 2 加入区の名称
    - 沼之内加入区
  - 3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出の相手方の漁業協同組合の名称
    - いわき市漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧の期間及び場所

- 1 縦覧の期間
  - 平成二十九年九月十九日から同年十月三日まで
- 2 縦覧の場所
  - いわき市中央台飯野四丁目三番地の一 いわき市漁業協同組合

（水産課）

### 福島県告示第六百十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十九年九月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

| 路線名               | 区 間  | 変更前<br>の<br>変<br>更<br>後                      | 敷地の幅員<br>(メートル)                       | 延 長<br>(メートル)      |
|-------------------|--|--|---------------------------------------|--------------------|
| 県道北山<br>会津若松<br>線 | 喜多方市熊倉町熊倉字<br>熊倉七八六番地先から<br>同 市熊倉町新合字<br>道下三〇番地先まで   | 変更前<br>A<br>四・六<br>五二・八                      | A<br>四・六<br>五二・八                      | 一、六七〇・三            |
|                   | 喜多方市熊倉町熊倉字<br>熊倉七八六番地先から<br>同 市熊倉町新合字<br>道下三〇番地先まで<br>喜多方市熊倉町都字上<br>川原五六番一地先から<br>同 市熊倉町新合字<br>道下三〇番地先まで | 変更後<br>A<br>四・六<br>五二・八<br>B<br>一一・〇<br>五二・八 | A<br>四・六<br>五二・八<br>B<br>一一・〇<br>五二・八 | 一、六七〇・三<br>一、三五八・九 |

（道路計画課）

### 福島県告示第六百十一号

福島県収入証紙条例（昭和三十三年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十九年八月十日次のとおり指定した。

平成二十九年九月十九日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間  
福島県知事 内堀 雅雄  
売りさばき所の名称  
及び所在地

高橋 恒二 伊達郡川俣町字瓦 平成二九年一〇月一日から  
町一 一番地 平成三四年九月三〇日まで  
伊達郡川俣町字瓦町  
一 一番地

佐藤 サツ 二本松市松岡一九 同  
一番地 佐藤商店  
二本松市松岡一九一  
番地

福島卸商団地 福島市鎌田字卸町 同  
協同組合 一〇番地の一  
福島市鎌田字卸町一  
合

有限会社米澤 福島市飯坂町湯野 同  
屋商店 字大水口二八番地  
福島市飯坂町湯野字  
大水口二八番地

松永 正夫 田村市滝根町神俣 同  
字中広土三八番地  
田村市滝根町神俣字  
中広土三八番地

(出納総務課)

福島県告示第六百十二号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、  
福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十九年七月二十六日次のとおり指定した。  
平成二十九年九月十九日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間  
福島県知事 内堀 雅雄  
売りさばき所の名称  
及び所在地

株式会社石川 石川郡石川町字屋 平成二九年一〇月一日から  
自動車教習所 敷ノ入七二番地 平成三四年九月三〇日まで  
教習所  
石川郡石川町字屋敷  
ノ入七二番地

(出納総務課)

福島県告示第六百十三号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、  
福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十九年七月二十七日次のとおり指定した。  
平成二十九年九月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

氏名又は名称 住所 指定の有効期間  
福島県知事 内堀 雅雄  
売りさばき所の名称  
及び所在地

株式会社郡山 郡山市田村町金屋 平成二九年一〇月一日から  
自動車学校 字マセ口五三番地 平成三四年九月三〇日まで  
郡山市田村町金屋字  
マセ口五三番地

(出納総務課)

福島県告示第六百十四号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、  
福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十九年七月二十八日次のとおり指定した。  
平成二十九年九月十九日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間  
福島県知事 内堀 雅雄  
売りさばき所の名称  
及び所在地

株式会社昭和 郡山市芳賀一丁目 平成二九年一〇月一日から  
三番四号 平成三四年九月三〇日まで  
昭和ドライバーズカ  
レッジ  
郡山市芳賀一丁目三  
番四号

(出納総務課)

福島県告示第六百十五号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、  
福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十九年八月九日次のとおり指定した。  
平成二十九年九月十九日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間  
福島県知事 内堀 雅雄  
売りさばき所の名称  
及び所在地

有限会社落合 郡山市桃見台五番 平成二九年一〇月一日から  
酒店 一号 平成三四年九月三〇日まで  
郡山市桃見台五番一  
号

(出納総務課)

福島県告示第六百十六号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、  
福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十九年八月三十一日次のとおり指定した。  
平成二十九年九月十九日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間  
福島県知事 内堀 雅雄  
売りさばき所の名称

福島県猟友会 田村市大越町栗出 平成二九年一〇月一日から  
 小野支部 支 字作内五番地 平成三四年九月三〇日まで  
 部長 佐藤 部(小野常設射撃場  
 利一 事務局)  
 田村市大越町栗出字  
 作内五番地  
 (出納総務課)

**福島県告示第六百十七号**  
 福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、  
 福島県収入証紙の売りさばき人として平成二九年七月十二日次のとおり指定した。  
 平成二九年九月十九日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 福島県知事 内堀雅雄  
 及び所  
 渡部 太郎八 南会津郡南会津町 平成二九年一〇月一日から  
 田島字谷地甲九番 平成三四年九月三〇日まで  
 地之二 南会津郡南会津町田  
 島字谷地甲九番地の  
 二  
 (出納総務課)

**福島県告示第六百十八号**  
 福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、  
 福島県収入証紙の売りさばき人として平成二九年八月八日次のとおり指定した。  
 平成二九年九月十九日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 福島県知事 内堀雅雄  
 及び所  
 西 晴雄 南相馬市鹿島区鹿 平成二九年一〇月一日から  
 島字町四四番地 平成三四年九月三〇日まで  
 エネオスニュー鹿島  
 給油所西輪店  
 南相馬市鹿島区鹿島  
 字一本榎一〇〇番地  
 (出納総務課)

**福島県告示第六百十九号**  
 福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、  
 福島県収入証紙の売りさばき人として平成二九年七月三十一日次のとおり指定した。  
 平成二九年九月十九日

福島県知事 内堀雅雄

氏名又は名称 住所 指定の有効期間  
 株式会社マル いわき市平字月見 平成二九年一〇月一日から  
 二商店 町三〇番地 平成三四年九月三〇日まで  
 いわき中央地 いわき市内郷御厩 同  
 区交通安全協 町四丁目一四八番  
 会 会長 齋 地  
 藤 貴志夫  
 佐藤 高穂 いわき市泉町二丁 同  
 目二一番地の二三  
 (出納総務課)

**福島県告示第六百二十号**  
 福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、  
 福島県収入証紙の売りさばき人として平成二九年八月十四日次のとおり指定した。  
 平成二九年九月十九日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 福島県知事 内堀雅雄  
 及び所  
 株式会社文屋 いわき市小名浜字 平成二九年一〇月一日から  
 商店 古湊一番地 平成三四年九月三〇日まで  
 いわき市小名浜字古  
 湊一番地  
 (出納総務課)

**公 告**

**公告第九十五号**  
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の  
 とおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。  
 平成二九年九月十九日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称  
 赤羽新屋敷土地改良区  
 退任した役員  
 役員 氏名 住所  
 理事 江尻 義男 石川郡石川町大字赤羽字新宿一〇〇番地

